

ISSN 2186 – 3989

教職員のわいせつ行為のニュース記事の
テキストマイニングによる分析(4)
－女性教職員のケース－

後藤 和史

Text mining analysis of news articles on educator sexual misconduct in
Japan (4): Cases of female educators

Kazufumi Gotow

北 陸 大 学 紀 要
第51号(2021年9月)抜刷

教職員のわいせつ行為のニュース記事の テキストマイニングによる分析(4) — 女性教職員のケース —

後藤 和史*

Text mining analysis of news articles on educator sexual misconduct in
Japan (4): Cases of female educators

Kazufumi Gotow*

Received June 25, 2021

Accepted August 6, 2021

Abstract

Educator sexual misconducts are problematic issues also in Japan. To clarify female educators' sexual misconducts to school-age children and teenagers, text mining was conducted on text data of news articles. Cases of female educators were 20 of 1225 (1.6%). Further analysis found that their misconduct type were mainly sexual intercourses with teenage students. And invasive sexual contacts were found to be less. Discussing their causes, the author suggested future directions of education for educators and candidates.

Key Words : educator sexual misconduct, text mining, news articles

問題と目的

日本では近年、教職員の児童生徒に対するわいせつ行為が問題視されており、多くのニュースが報道されるとともに、文部科学省や教育委員会で対応がなされるようになってきている(文部科学省, 2020)。その問題意識を受けて 2021 年 5 月 28 日、教員による児童や生徒へのわいせつ行為をなくすための法律『教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律』(以下、児童生徒性暴力防止法)が可決、成立し、6 月 4 日に公布された。

このように問題意識が高まる中、後藤(2017)は、犯罪・捜査心理学を専門とする Canterらの方法論(いわゆるリバプール方式, Canter & Heritage, 1990 など)を参考に、日本における教職員の児童・生徒に対するわいせつ行為に関するニュース記事を収集し、テキストマイニングを用いて分析した。その結果、教職員の児童・生徒に対するわいせつ行為が 2 軸(関係性の遠近・学年の高低)に布置される 5 テーマ(①児童買春・②性的交際・③

一方的性的接触・④性的盗撮・⑤性的撮影)に分類されることを見出し、各テーマに共通するストーリーを抽出した。そして後藤(2018)は、ニュース記事を追加し、2軸(関係性の遠近・接触距離の遠近)および5テーマを再確認するとともに、教職員の年代・時季との関連を検討した。その結果、20代教職員は校外で18歳未満の女子と性的交際関係を持つ傾向があること、50代以降教職員は校内の女子生徒に性的接触をする傾向があることなど、いくつかの関連を見出した。さらに後藤(2019)は、18歳以上を対象としたわいせつ行為を対象に分析を行い、18歳未満を対象としたケースとの相違点を確認するとともに、スマートフォンなどモバイル端末の利用や飲酒との関連を見出した。

このようにニュース記事をベースとしたアプローチは、報道上の理由により情報に制限があることは否めないが、全国レベルで情報を収集することが可能であり、多くのケースを得ることが可能となる。また、1つのケースでも複数のニュース記事から、逮捕→起訴→裁判→判決・懲戒に至る流れを追跡することが可能であり、得られる情報量が多くなるのが利点として挙げられる。さらに、犯罪心理学領域の研究でよくみられる警察内部の捜査情報の分析はデータへのアクセス制限があるために、科学的方法論としての方法・結果の再現性に関する疑問が付きまとうが、ニュース記事の分析による手法は方法の再現性を担保可能であり、結果の再現性を検討することが可能である。

Table 1に、児童生徒性暴力防止法第二条3に規定する「児童生徒性暴力等」と児童生徒年代に対する教職員のわいせつ行為を分類した先行研究(後藤, 2017; 後藤, 2018)とを比較した。先行研究が抽出した分類は法で規定された児童生徒性暴力を十分カバーしており、双方の妥当性が担保される。

Table 1
先行研究の知見と児童生徒性暴力防止法との比較

後藤(2017)	後藤(2018)	児童生徒性暴力防止法(2021) 第二条3「児童生徒性暴力等」
児童買春	児童買春	児童生徒等に性交等をする事、させる事(一)
性的交際	性的交際(校外) 性的交際(生徒)	児童生徒等にわいせつ行為をする事、させる事(二)
一方的性的接触	性的接触(児童) 性的接触(生徒) 性的接触・露出(校外)	衣服の上からまたは直接に人の性的な部位に触れる事(四のイ)
性的盗撮	性的盗撮(校内) 性的盗撮(スカート内)	通常衣服で隠されている人の下着または身体の撮影または撮影目的での差し向け、設置(四のロ)
性的撮影	性的撮影	児童ポルノ所持、提供等(三のうち児ポ法*第七条) 性的羞恥心を害する言動(五) 児童買春周旋・児童買春勧誘・児童買春等目的の人身売買(三のうち児ポ法第五・六・八条)

*児ポ法：児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律

本研究の目的 筆者は一連の研究を通して情報収集を行ってきたが、女性教職員が男子生徒に対してわいせつ行為を行うというケースが一定数存在している。文部科学省(2020)によると、令和元(2019)年度にわいせつ行為で処分された教育職員の性別は男性 171 名、女性 3 名(性的言動除く)であり、女性の割合は 1.7%と圧倒的に少ない。そのため、これまでの文部科学省の発表や先行研究は、多数派となる男性教職員のわいせつ行為のテーマを描き出してきたものと言える。このことから女性教職員の児童生徒に対するわいせつ行為に着目して、その特有の(あるいは共通の)テーマを描き出すことは難しいながらもニーズがあるものと考えられる。

そこで本研究では女性教職員が男子児童・生徒を性的対象としたケースを対象にテーマ分析を行うとともに、教職員の年代・時季との関連を検討することを目的とする。

本研究が目指す知見が共有可能になることによって、教職員のわいせつ行為を抑止・防止するための教職員研修や教員養成教育の方向性を定めることができることが期待される。

方法

先行研究(後藤, 2017; 後藤, 2018; 後藤, 2019)を参考に、以下の(1)~(7)のプロセスで記事の収集・分析を行ったが、分析過程の中で表記ゆれや地域情報などの問題が発見されて修正や対応をしたり、記事が追加されたりしたため、実際は(1)~(7)の反復を行っている。

(1) **ニュース記事収集** Google News や Yahoo!ニュースなどの総合的ニュースサイトや個々の報道機関のニュースサイト、ニュース記事を引用してまとめて掲載したサイトから教職員の逮捕・懲戒に関する記事を収集した。

記事収集の指針としては、加害者が小学校~高等学校および特別支援学校の教職員で、被害者・対象者が初等・中等教育対象年代の 18 歳未満の少女少女および 18 歳でも高校生となったものを収集したが、誤って成人向け動画を流すなど非意図的行為に関する記事および性的・ジェンダー差別的言動のみが問題とされた記事は除外した。

収集された記事に対して、同一ケースによる複数の記事は接続してひとつのケースとしてまとめた。また、教育委員会による懲戒処分のまとめのように同一記事に複数のケースが記載された記事はそれぞれ別件として扱った。さらに同一人物による行為であっても本質的に別内容となる場合は別件として取り扱った。

また、複数の記事を 1 つのケース(1 段落)にまとめた関係で、テキストマイニングに用いたアプリケーション上の制限(1 段落あたり全角 4000 字)に該当した場合、同じような内容のニュース記事を削除して制限内に収まるようにした。

最終的には 2014 年 1 月から 2021 年 3 月にかけての記事が収集され、重複等を勘案した 1225 ケースを事後の分析に供することとした。

(2) **表記ゆれの統一** 収集したテキストデータに対して、同一の語が別の語として取り扱われることがないように、英数字を半角に統一したり、省略語を修正したり(例、「スマホ」→「スマートフォン」)、より慣用的な表現に統一したり(例、「猥褻」→「わいせつ」)するなどの修正を適宜行った。また、明らかな同意語は統一した(例、「わいせつな行為」「わいせつ行為」→「わいせつ行為」に統一、「公立中」「公立中学」「公立中学校」→「公立中学校」に統一、など)。

(3) **語・文の取捨選択** 結果が語として表記されることから、倫理的配慮として本研究で記載された内容から個人・地域が特定されることのないように、被疑者や懲戒対象者などの個人名、都道府県や市町村その他の地域名は分析から除外した。

また、分析結果の理解を容易にするため、研究目的と合致していない語・文節・文(例、

警察・検察・裁判関連語，報道関連語，監督責任による学校管理職教員の処分，教育委員会関係者によるコメント，わいせつ行為をした教職員の反省の弁，ケースと関係ない解説）も同様に分析から除外した。ただし違反容疑の法律・条例（例，「強制わいせつ」「建造物侵入」など）および「わいせつ行為」「ひわいな行為」は研究目的に沿うものとして分析対象として残した。

さらに，結果の理解を容易にするため，一部の複合語を指定して抽出した（例，「女性」＋「教諭」→「女性教諭」，など）。

(4) **女性教職員コード** 本研究の目的に従って，女性教職員によるわいせつ行為をコーディングした。その結果，1225 ケース中 20 ケース（1.63%，95%CI=1.05～2.53%）が抽出された。

(5) **教職員の年齢・行為の時季** 収集されたケースに対して記事の内容からわいせつ行為時の教職員の年齢・時季を抽出してコード化を行った。

年齢は，4つのコホート（20代，30代，40代，50代以上）に分類してコード化した。1つのケースが複数の教職員によって行われ，コホートをまたぐような場合，複数のコホート分類を適用することとしたが，本研究が収集した記事では確認されなかった。

時季は，四半期（4～6月，7～9月，10～12月，明け1～3月）に分類してコード化した。ただし，一方的性的接触などのケースで単発的ではなく複数回あるいは連続的にわいせつ行為が行われたケースがあり，期間をまたぐものも見られた。そこで1人に対して継続的にわいせつ行為をしていた場合は初回時を（例，『4月から翌年1月にわたって』→「4～6月」），複数に対してわいせつ行為をした場合は複数の半期・四半期コードを与えた。

また，加害教職員の年齢・行為の時季が明記されていない場合，コードは与えなかった。

(6) **わいせつ行為のテーマ分類** 先行研究で得られた分類（Table 2 参照）に従って分類コードを与えた。複数の分類が当てはまるケースは複数のコードを与え，情報不足によって分類のための詳細が不明だったケースはコードを与えなかった。

(7) **分析ツール** テキストマイニングおよび統計解析用のアプリケーションとして KH Coder (ver. 2.00f および ver.3.Alpha.8; 樋口，2004)，JASP (ver. 0.14.1; JASP Team, 2020) を用いた。

Table 2
テーマ分類の基準

分類	コード	例
児童買春	【買春】	交際および金銭の受け渡し，未遂（募集のみ）も含む
性的交際	【交際】	児童福祉法，青少年健全育成条例，デートや SNS で私的交流するなど相互的な関係，出会い系，交流サイト，ホテル，自宅，好意，恋愛感情，ピックアップ，一定期間の交際
一方的性的接触	【接触】	強制わいせつ，強姦，強制性交（未遂含む），痴漢，同意なし，無理やり，部活動の指導，マッサージ，業務時間中，嫌悪感，交際状況が不明，体液をかける
性的撮影	【撮影】	自画撮りした画像や動画を送信させる
性的盗撮	【盗撮】	未遂（建造物侵入）含む，相互性なし，のぞき
性的露出	【露出】	公然わいせつ，動画・画像を見せる
児童ポルノ所持	【所持】	ファイル共有，公開，送信，購入，販売

結果

ケースのクラスタリング 先行研究のケース分類の再現性を検討する目的で、後藤(2018)と同様に、5回以上出現した227語をターゲットにWard法によるクラスタ分析を行った。複数のクラスタ解を比較検討した結果、解釈可能性の観点から10クラスタ解を採用した。Jaccard係数を用いてクラスタとターゲット語との関連を検討し、第1クラスタから順に、①性的交際(校外)、②児童買春、③性的撮影+所持、④性的交際(中学)、⑤性的交際(高校)、⑥一方的性的接触(部活動)、⑦一方的性的接触・露出(校外)、⑧一方的性的接触(小学)、⑨性的盗撮(スカート内)、⑩性的盗撮(室内)、と命名した。Figure 1にクラスタおよび関連語を共起ネットワークによって図示したものを示した。また、Figure 2にわいせつ行為のテーマコードとクラスタリングとの関係を示した。

これらの結果から、先行研究(後藤, 2017; 後藤, 2018)と同様に、教職員のわいせつ行為は主要5テーマ(児童買春, 性的交際, 一方的性的接触, 性的盗撮, 性的撮影)とサブカテゴリという構造が見いだされた。

女性教職員によるわいせつ行為の諸相および性差の検討 Table 3に、女性教職員によるわいせつ行為と校種・年代・時季・テーマ・クラスタとの関係を示した。

男女間の割合の差異を検討するために、(女性/男性)×(該当カテゴリ/それ以外)、としたクロス表を作成して検定を行ったが、その際、結果の指標としてベイズファクター(Bayes Factor; BF)を用いた。従来型の頻度論的な仮説検定が帰無仮説の採択ができないのに比してベイズ流の仮説検定では対立仮説に加えて帰無仮説の採択も可能となっている。つまり本研究においては「男女の差がないこと」を積極的に議論することが可能となる。本研究では対立仮説「男女間に差がある」の指標として BF_{10} を、帰無仮説「男女間の差がない」の指標として BF_{01} を用い、Kass & Raftery (1995)の推薦にしたがって、それぞれ3以上となったものを採択した。

男女比の分析結果を以下に示す。

(1)校種 小学校で女性の割合が低いこと($BF_{10}=20.405$)、高等学校および特別支援学校の性差がないこと(それぞれ、 $BF_{01}=3.270, 9.387$)が示唆された。

(2)年代 20代および40代で性差がないこと(それぞれ、 $BF_{01}=3.831, 4.402$)が示唆された。

(3)時季 すべての時季で性差がないこと(4~6月: $BF_{01}=3.990$, 7~9月: $BF_{01}=4.076$, 10~12月: $BF_{01}=4.117$, 1~3月: $BF_{01}=3.744$)が示唆された。

(4)テーマ 性的交際では女性の割合が非常に高いこと($BF_{10}=14819.964$)、一方的性的接触で男性の割合が高いこと($BF_{10}=8.419$)、児童ポルノ所持の性差がないこと($BF_{01}=14.336$)が示唆された。

(5)クラスタ 性的交際(中学)で女性の割合が非常に高いこと($BF_{10}=28494.580$)が示唆されたが、その他のクラスタでは性差がないことが示唆された($BF_{01}=3.098\sim 5.915$)。

共通ストーリー 女性教職員20ケースのニュース記事のテキストデータについて共起数3以上であった38語について共起ネットワーク分析を実施した(Figure 3参照)。その結果と実際の記事とを参照して共通ストーリーを描き出した(Figure 4参照)。結果的に、先の分析で示唆された性的交際を中心としたストーリーとなった。

Table 3
校種・年代・時季・テーマ・クラスタとの関係

(1)校種*	ケース数	BF_{10}	BF_{01}	採択仮説
小学校	0	20.405	0.049	M>F
中学校	11	2.514	0.398	
高等学校	8	0.306	3.270	M=F
特別支援学校	0	0.107	9.387	M=F
(2)年代*				
20代	7	0.261	3.831	M=F
30代	8	0.541	1.849	
40代	4	0.227	4.402	M=F
50代～	0	0.438	2.285	
(3)時季*				
4～6月	5	0.251	3.990	M=F
7～9月	5	0.245	4.076	M=F
10～12月	5	0.243	4.117	M=F
1～3月	2	0.267	3.744	M=F
(4)テーマ				
児童買春	0	0.347	2.882	
性的交際	17	>150	<.001	F>M
一方的性的接触	1	8.419	0.119	M>F
性的撮影	0	0.448	2.231	
性的盗撮	0	2.026	0.494	
性的露出	2	1.208	0.828	
児童ポルノ所持	0	0.070	14.336	M=F
(5)クラスタ				
① 性的交際 (校外)	1	0.279	3.582	M=F
② 児童買春	0	0.306	3.271	M=F
③ 性的撮影+所持	0	0.279	3.579	M=F
④ 性的交際 (中学)	13	>150	<.001	F>M
⑤ 性的交際 (高校)	3	0.206	4.858	M=F
⑥ 性的接触 (部活動)	2	0.179	5.572	M=F
⑦ 性的接触・露出 (校外)	1	0.169	5.915	M=F
⑧ 性的接触 (小学)	0	0.323	3.098	M=F
⑨ 性的盗撮 (スカート内)	0	0.214	4.677	M=F
⑩ 性的盗撮 (室内)	0	0.182	5.483	M=F

M:男性教職員, F:女性教職員

*記事から情報が得られずコード化されなかったケースは「該当カテゴリ以外」として分析したため、

(1)校種, (2)年代, (3)時季の合計は総ケース数の $n=20$ に一致しない。

考察

女性教職員による児童・生徒に対するわいせつ行為の基本的データを得ることを目的に、ニュース記事をテキストマイニングによって分析・検討した。その結果、男性教職員と比較したときの女性教職員の特徴は、性的交際（とくに中学）が主テーマとなることが多く、一方的性的接触が少ないことが見いだされた。また、小学校教員の割合が低いこと、年代や時季に依存しないことが示唆された。

実際のケースを見てみると、女性教職員の性的交際は教え子など教育場面上で関係のあった男子生徒を対象としており、男性教職員で見られるような出会い系サイトを通じてアプローチするような pick up（いわゆるナンパ）的な性的交際は見られなかった。さらに一方的性的接触が少ないことを考え合わせると、女性教職員の場合、その場限りではなく相互的で継続的な関係の延長として性的交際となる傾向があるものと思われる。

ただシラスタレベルでの分類では性的交際以外で男女差がないことが積極的に示唆されたことから、女性教職員のわいせつ行為のレパートリーが少ないのは単にケース数（ $n=20$ ）の少なさの問題かもしれない。

性的交際以外の場合、一方的性的接触をテーマにしたケースが1例見られたが、性的交際の場合と同様に教え子を対象としたものであった。さらに性的露出をテーマとしたケースが2例みられたがいずれも男性との共同行為であった。また、分析で用いた期間よりも新しい時期に、女性教職員による性的盗撮をテーマにしたニュースもあったが、これもまた男性との共同行為であった。このようにレアケースではあるが、男性との共同行為の結果としての女性教職員のわいせつ行為があることも注目される。

教職員・教員志望者教育への提言 教職員のわいせつ行為の主体は圧倒的に男性教職員が多いため、男性の教職員や教員志望者を対象にした研修や教育は不可欠であることは言うまでもないが、性的交際の文脈では男女関わりなく必要であると思われる。

とくに生徒との心理的距離の取り方、性的な関係に進展する可能性のあるリスクファクター、リスクを感じたときの対処法に関するトピックを取り扱うような内容となることが望ましい。しかしながら、わいせつ行為を行って懲戒処分を受けた教職員は全体のごく一部（単一年度で0.02%、文部科学省、2020）であり、「他人事」としてとらえられる可能性が高く、研修・教育に臨む教職員や志望者の動機づけの観点での困難が容易に想像される。

そこで、まずは一般的な心理的ストレスの低減を目指した組織構築から始めたい。具体的には勤務過多による過労の抑制を目的とした組織マネジメントを行う。そして研修・教育では心理的余裕づくりを目的とした自律訓練法のようなリラクゼーション技法の修得などを行う一方で、認知行動療法の技法のひとつである認知的再構成法などを通してプライベートな感情・欲求のコントロールを目指す。

コントロールの対象となる感情・欲求は、本質的には主に生徒に対する好意・恋愛感情・性的欲求であるが、認知的再構成法はもともと抑うつを軽減を目的に開発された技法なので、わいせつ行為の防止という目的を前面に出さなくてもストレス・マネジメントの一環として研修・教育を実施可能である。また認知行動療法は性犯罪者処遇プログラムにも採用され、再犯率の低下効果が実証されており（嶋田、2017；法務省、2020）、他の介入よりも効果が期待されるものと思われる。

児童生徒性暴力防止法では、発生防止に関する啓発のために、国及び地方公共団体に対して教職員に対する研修・啓発を行うことおよび教育職員の養成課程における発生防止教育を充実させること、大学に対して教育職員の養成課程を履修する学生に対する措置を義

務づけている（第十三条）。そこで、本稿をはじめとする筆者の一連の研究の知見が教職員研修などの基礎データとして有効に用いられることを期待したい。

参考文献

- Canter, D., & Heritage, R. (1990). A multivariate model of sexual offence behaviour: Developments in 'offender profiling'. I. *The Journal of Forensic Psychiatry*, 1, 185-212.
- 後藤 和史 (2017). 教職員のわいせつ行為のニュース記事のテキストマイニングによる分析 瀬木学園紀要, 11, 102-112.
- 後藤 和史 (2018). 教職員のわいせつ行為のニュース記事のテキストマイニングによる分析(2) 一年代コホートと時季との関連— 瀬木学園紀要, 12, 3-13.
- 後藤 和史 (2019). 教職員のわいせつ行為のニュース記事のテキストマイニングによる分析(3) —18歳以上を性的対象としたケース— 瀬木学園紀要, 14, 21-31.
- 樋口 耕一 (2004). テキスト型データの計量的分析 —2つのアプローチの峻別と統合一理論と方法, 19, 101-115.
- 法務省 (2020). 保護観察所における性犯罪者処遇プログラム受講者の再犯等に関する分析結果について Retrieved from <http://www.moj.go.jp/content/001346474.pdf> (2021.6.24)
- JASP Team (2020). JASP (Version 0.14.1) [Computer software]. Retrieved from <https://jasp-stats.org/>
- Kass, R. E., & Raftery, A. E. (1995). Bayes factors. *Journal of the American Statistical Association*, 90(430), 773-795.
- 文部科学省 (2020). わいせつ行為等に係る懲戒処分等の状況（教育職員）（令和元年度公立学校教職員の人事行政状況調査について） Retrieved from https://www.mext.go.jp/content/20201222-mxt_syoto01-000011607_20.pdf (2021.6.21)
- 嶋田 洋徳 (2017). 性犯罪の治療理論② 認知行動療法 門本 泉・嶋田 洋徳（編著）性犯罪者への治療的・教育的アプローチ (pp.81-93) 金剛出版